

最上町低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する工事又は製造その他についての請負（以下「工事等」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する工事等を入札に付する場合は、あらかじめ発注案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 工事における調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が設計価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は設計価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は設計価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 工事の性質上、前項の規定により難しい場合は、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を設計価格に乘じて得た額とする。

4 製造その他についての請負における調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格の算出の基礎となった額の合計額とする。ただし、その額が請負価格に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあっては、請負価格に設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が請負価格に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては、請負価格に設定下限の割合を乗じて得た額とする。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
測量業務	ア 直接測量費の額	10 分 の 8.2	10 分 の 6
	イ 測量調査費の額		
	ウ 諸経費(間接測量費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の4.8を乗じて得た額		
地質調査	ア 直接調査費の額	10 分 の 8.5	3 分 の 2
	イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額		

	エ 諸経費(業務管理費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の4.8を乗じて得た額		
土木コンサルタント	ア 直接人件費の額	10 分 の 8.1	10 分の 6
	イ 直接経費の額		
	ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額		
建築コンサルタント(工事監理業務を含む)	ア 直接人件費の額	10 分 の 8.1	10 分の 6
	イ 特別経費の額		
	ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額		
	エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額		
補償コンサルタント	ア 直接人件費の額	10 分 の 8.1	10 分の 6
	イ 直接経費の額		
	ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額		
	エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額		

5 業務の性質上前項の規定により難しいものについては、前項の規定にかかわらず、案件ごとに10分の6から10分の8の範囲内で適宜の割合を入札書比較価格に乗じて得た額とする。

6 契約担当者は、予定価格を記載する書面に調査基準価格を記載するものとする。

7 調査基準価格は、入札終了後公表するものとする。

(入札の執行)

第3条 入札執行者は、開札の結果、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第4条 前条の規定により落札の決定を保留した場合は、当該工事又は製造その他についての請負の業務を所管する課長(以下「主管課長」という。)は、最低価格入札者について、次の事項について調査を行うものとする。

(1) 契約内容の実現性

(2) 公正な取引の秩序の維持及び最低価格入札者の適格性

2 当該入札者が前項に規定する調査に協力しない場合は、契約内容を履行できないもの

として取り扱うものとする。

(低入札価格調査委員会への付議)

第5条 主管課長は、前条の調査結果を最上町低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)へ付議するものとする。

2 委員会は、最低価格入札者が前条第1項各号に該当するか否かを審議するものとする。

3 委員会は、副町長を委員長とし、総務企画課長と主管課長で構成する。ただし、委員長が不在の場合は、総務企画課長がその職務を代理する。

4 委員会の会議は、非公開とする。

5 委員会の庶務は、総務企画課財務行革推進室において処理する、

(落札者の決定及び通知)

第6条 入札執行者は、委員会による審議の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、最低価格入札者を落札者とし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とはせず、当該最低価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときには、当該次順位価格をもって入札した者について、第3条、第4条及び前条並びに前項の規定を準用する。

3 入札執行者は、落札者の決定等の結果を入札に参加した者全員に通知するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年11月1日から施行する。